

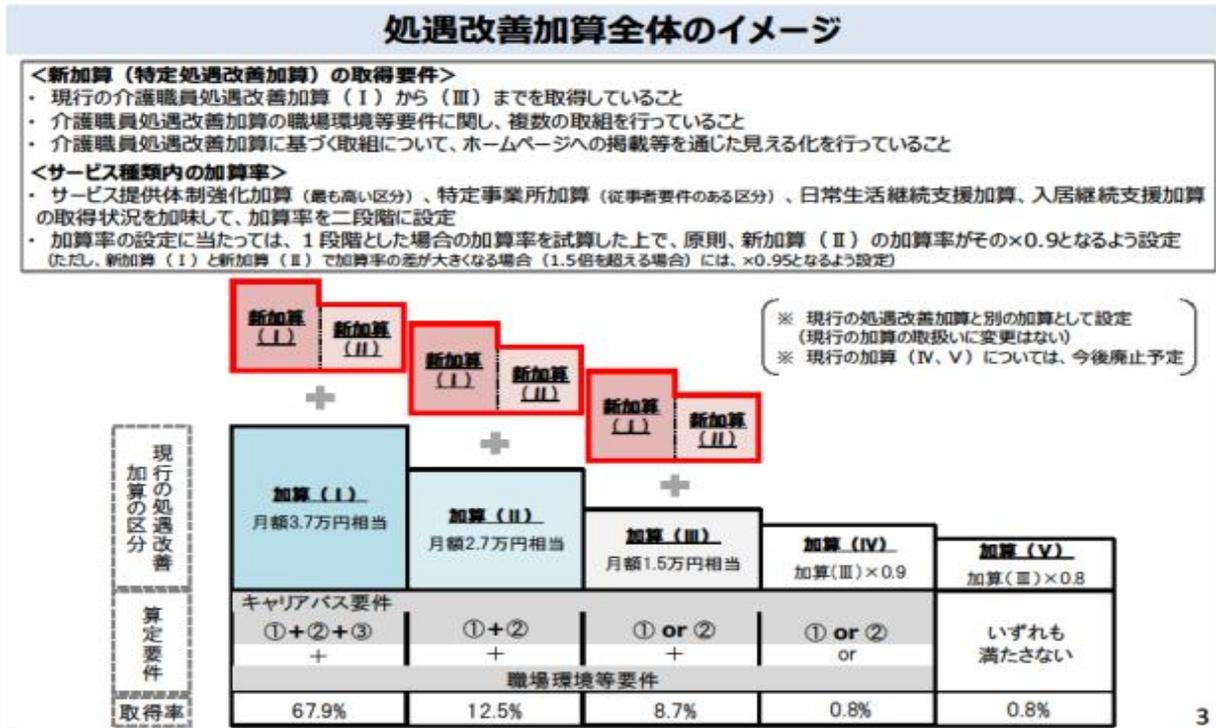
令和元年度集団指導資料

介護職員処遇改善加算等について

令和2年3月19日、23日、25日

香川県健康福祉部長寿社会対策課
高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課

1. 介護職員処遇改善加算のイメージ



2. 介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）の要件について

1	特定加算の算定要件の確認						
要件 1	現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること	※ 新たな加算の算定と同時に、現行加算の届出を行い、算定される場合を含む					
要件 2	介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること	職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ※ 既に取組を行っている場合、新たな取組を行うことまでは求めている。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffc107;">資質の向上</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 5px;">それぞれの区分について 1以上の取組が必要</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffc107;">労働環境・処遇の改善</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffc107;">その他</td> </tr> </table>	資質の向上	}	それぞれの区分について 1以上の取組が必要	労働環境・処遇の改善	その他
資質の向上	}	それぞれの区分について 1以上の取組が必要					
労働環境・処遇の改善							
その他							
要件 3	介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること 【2020年度から算定要件化】	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の内容について、介護サービス情報公表制度を活用し、公表していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善に関する加算の算定状況 ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容 ● 事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表もok 					

勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

3. 特定加算の区分について

2 加算区分の確認



介護職員等特定職員処遇改善加算(新加算)の区分は、ⅠとⅡの2区分。
Ⅰは、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合、算定可能。

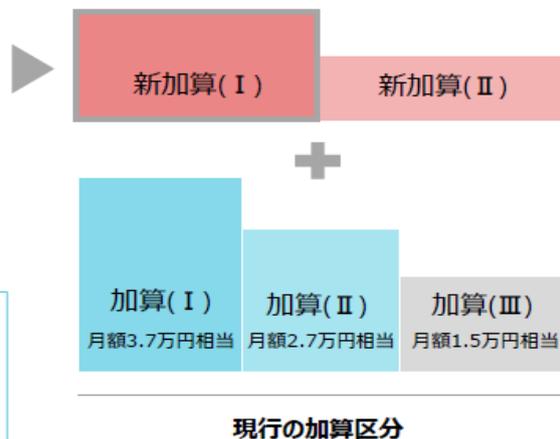
新加算(Ⅰ)はサービス提供体制強化加算等の最も上位の区分(*)を算定している場合、算定可能。
(Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能)

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)以外の新加算(Ⅰ)の算定要件

- ・訪問介護：特定事業所加算ⅠorⅡ
- ・特定施設：入居継続支援加算 or サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
- ・特養：日常生活継続支援加算

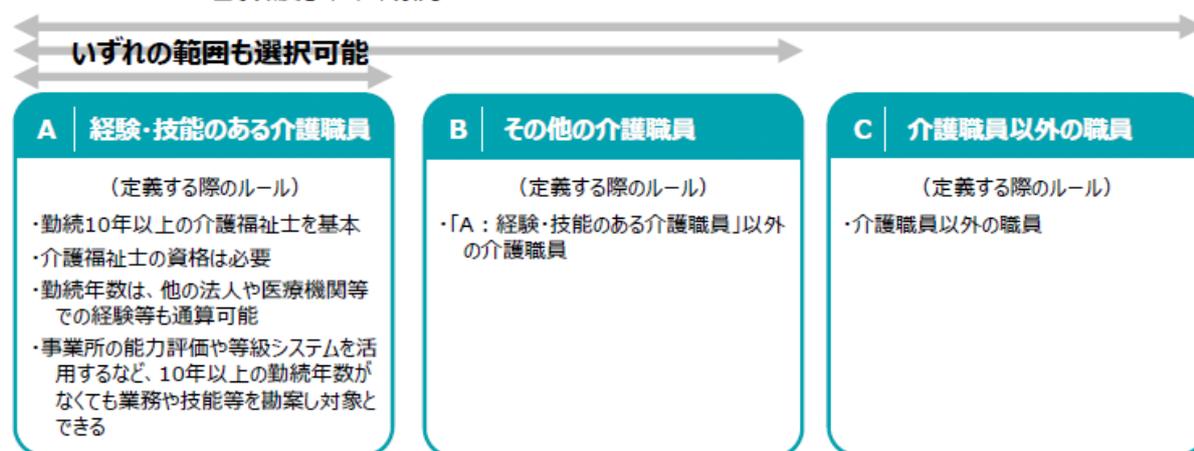
留意点：年度途中での変更の届出

- 介護福祉士の配置等の状況に変更があり、サービス提供体制強化加算の算定状況に変更があった場合、届出が必要
- 喀痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



4. 特定加算の配分方法について

1. 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」、「B：その他の介護職員」、「C：介護職員以外の職員」に分ける。
2. どの職員範囲で配分するか決める。
 - 加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。
 - 全ての職員をA、B、Cに分ける



- 労使でよく話し合い、設定することが重要。
- Aは、介護福祉士の資格をもつ人がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を有するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合にまで、設定を求めるものではない。
- Aでは介護福祉士の資格を求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。

5. 令和2年度（2020年度）介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の全体手続き等について

別添の厚生労働省通知をご確認ください。

介護保険最新情報 Vol.775:令和2年3月5日付け老発0305第6号厚生労働省老健局長通知

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」[\[PDF形式 933KB\]](#)

様式ファイルは、県のホームページからダウンロードしてください。

6. 届出書等の提出期限について

令和2年度の当該加算を取得する事業者は、令和2年4月15日（水）までに計画書等を提出してください。

※次年度以降は、加算を取得する年度の前年度の2月末日が提出期限となります。

また、年度の途中で当該加算を取得しようとする事業者は、当該加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、計画書等を提出してください。